

新しく創設した業務改善助成金特例コースについて詳しく説明

# 業務改善助成金がよく解る説明会

 無料  
です

本説明会では、特例コースを始めとした業務改善助成金全体の制度の概要のほか、対象事業場の考え方や引き上げ対象人数の計算方法などといった制度の詳細、そして助成金の活用事例について、担当者が詳しく説明する予定です。

## 対象

申請を検討している事業主 社会保険労務士  
各種業界団体 生産性向上に資する機器等のメーカー

等のほか、業務改善助成金に関心をお持ちの方はどなたでも参加できます。

## 日時

第1回目：令和4年2月22日(火) 10:00～11:00  
~~第1回目の受付は締め切りました。~~  
 申込み期限(第1回目)は、2月22日(火)まで【先着150名】

第2回目：令和4年2月28日(月) 10:00～11:00  
~~第2回目の受付は締め切りました。~~  
 申込み期限(第2回目)は、2月28日(月)まで【先着150名】

## 申込方法

「参加申込書」に必要事項を記入の上、メールで送信。

説明会用のZoomアドレスは、申し込みいただいた方に別途通知します。

## 特例コースの概要

特例コースは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し（Bの経費）、その費用の一部を助成するものです。

## 特例コースの活用例

通常コースの取扱い

**テレワーク機器を導入**  
 新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入

~~備品等購入費の活用~~  
 テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備

※ 現行制度では備品等購入費は認められていない。

特例コースの取扱い

**テレワーク機器を導入**  
 新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入

**備品等購入費の活用**  
 テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備

## 助成額・助成率

助成率： 3 / 4

最大上限額： 100万円

## 助成対象

|                  |  |
|------------------|--|
| A 生産向上等に資する設備投資等 | 機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など<br>(PC、スマホ、タブレットの新規購入、物自動車なども対象) |
| B 関連する経費         | 広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など                                |

お問い合わせは

厚生労働省労働基準局賃金課 説明会担当事務局

電話番号：03(5253)1111(代表) Eメール：saichin-josei@mhlw.go.jp